

◎新潟県告示第218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年8月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区、南蒲原郡田上町